

## 相続欠格とは？

相続欠格とは、相続人において、民法891条に規定される不正な事由が認められる場合に、その者の相続権を失わせる制度です。

この相続欠格に一度でもなると、相続人の資格を永久に失い、被相続人が遺言を残しても認められない厳しいものとなっています。

以下が、相続欠格事由となります。

- ・ 故意に被相続人又は相続について先順位若しくは同順位にある者を死亡するに至らせ、又は至らせようとしたために、刑に処せられた者
- ・ 被相続人の殺害されたことを知って、これを告発せず、又は告訴しなかった者。ただし、その者に是非の弁別がないとき、又は殺害者が自己の配偶者若しくは直系血族であったときは、この限りでない。
- ・ 詐欺又は強迫によって、被相続人が相続に関する遺言をし、撤回し、取り消し、又は変更することを妨げた者
- ・ 詐欺又は強迫によって、被相続人に相続に関する遺言をさせ、撤回させ、取り消させ、又は変更させた者
- ・ 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿した者